

### Ⅲ 医療事故調査委員会

1. 最近3年以内に、患者さんが死亡し、あるいは重篤な後遺障害を残すような医療事故を経験しましたか。

	はい	いいえ	総計
件数	90	405	495
%	18.2%	81.8%	100.0%

以下の質問は前問で「(1)はい」の場合のみお答えください。もし、2例以上の医療事故を経験された場合には、もっとも最近のものについて回答して下さい。

2-1. 医療事故の原因究明を行ないましたか。

	はい	いいえ	総計
件数	89	0	89
%	100.0%	0.0%	100.0%

2-2. (2-1で「(1)はい」の場合)原因究明はどのような組織で行ないましたか。

	件数	% (n=89)
(1)医療安全の担当部署のみ	8	9.0%
(2)医療安全委員会など常設の組織	42	47.2%
(3)医療事故究明を目的に臨時に設けられた委員会など(院内メンバーのみから構成される)	36	40.4%
(4)医療事故究明を目的に臨時に設けられた委員会など(院内、院外のメンバーから構成される)	12	13.5%
(5)その他	7	7.9%
	105	

複数回答あり

2-3. (2-1で「(1)はい」の場合)原因究明にあたって外部の専門家の支援を受けましたか。

	はい	いいえ	総計
件数	30	55	85
%	35.3%	64.7%	100.0%

外部専門家

	件数	% (n=30)
(1)医療安全、事故究明の専門家	5	16.7%
(2)医療事故に関連した医療分野(同一診療科など)の専門家	9	30.0%
(3)法律家	25	83.3%
(4)心理カウンセラー	1	3.3%
(5)その他	5	16.7%
	45	

2-4. (2-1で「(1)はい」の場合)原因究明にあたって当事者への対応はどうしましたか。  
(あてはまるもの全てに○をつけてください)

	件数	% (n=89)
(1)事情聴取に協力してもらった	70	78.7%
(2)事故究明のメンバーとして参加した	34	38.2%
(3)心理カウンセリングなど支援を行なった	6	6.7%
(4)一定期間の休職など、休養を与えた	6	6.7%
(5)配置転換を行なった	0	0.0%
(6)その他	2	2.2%
	118	

(その他)

患者に身寄りがないため福祉事務所に届け出た

2-5. (2-1で「(1)はい」の場合)原因究明にあたって患者・家族への対応はどうしましたか。  
(あてはまるもの全てに○をつけてください)

	件数	% (n=89)
(1)事情聴取に協力してもらった	42	47.2%
(2)事故究明のメンバーとして参加した	5	5.6%
(3)心理カウンセリングなど支援を行なった	0	0.0%
(4)その他	23	25.8%

2-6. (2-1で「(1)はい」の場合)事故報告書は作成しましたか。

- (1)はい (2)いいえ  
 ⇒外部への公表はしていますか。  
 (1)外部へ公表している (2)外部へ公表はしていない

	事故報告書の作成		総計	
	はい	いいえ	件数	%
公表あり	18		18	22.8%
公表なし	61		61	77.2%

2-7. (2-1で「(1)はい」の場合)原因究明の結果について患者・家族へは説明をしましたか。

	はい	いいえ	総計
件数	77	6	83
%	92.8%	7.2%	100.0%

2-8. (2-1で「(1)はい」の場合)原因究明全般にあたって困ったことは何ですか。  
 (あてはまるもの全てに○をつけて下さい。)

	件数	% (n=89)
(1)院内に医療安全、事故調査の専門家がない	30	33.7%
(2)当事者以外に、院内に医療事故に関連した医療分野(同一診療科など)の専門家がない	11	12.4%
(3)院外の医療安全、事故調査の専門家の支援を得ることが困難であった	12	13.5%
(4)院外の医療事故に関連した医療分野(同一診療科など)の専門家の支援を得ることが困難であった	8	9.0%
(5)医療事故の解析方法がわからない	8	9.0%
(6)警察による捜査、裁判所による証拠保全などのため関連資料が利用できない	6	6.7%
(7)報告書の内容が訴訟や捜査に与える結果が懸念される	10	11.2%
(8)当事者のケア	34	38.2%
(9)患者、家族のケア	44	49.4%
(10)当事者以外の病院スタッフの士気低下・モラル低下の対策	16	18.0%
(11)事故被害者以外の患者さんの不安の軽減	11	12.4%
(12)地域の住民や医療機関からの信頼の回復	6	6.7%
(13)対メディア対策	8	9.0%
(14)その他	6	6.7%

●現在、紛争の解決手段として裁判以外の方法による紛争解決(ADR:裁判外紛争解決)が社会的にも注目されています。医療においてこれを実施する場合についてご意見をお聞きます。ADRでは、当事者の合意に基づいて仲裁が行われ、金銭的な賠償のみならず、病院の謝罪、安全対策の強化など金銭以外の解決策をを図ることが可能です。

1. 裁判外紛争解決は医療における紛争解決手法として有用であるとお考えですか。

		(1)有用である	(2)どちらかといえば有用である	(3)どちらかといえば有用でない	(4)有用でない	総計
事故あり	件数	30	48	7	2	87
	%	34.5%	55.2%	8.0%	2.3%	100.0%
事故なし	件数	121	194	27	9	351
	%	34.5%	55.3%	7.7%	2.6%	100.0%
総数	件数	151	242	34	11	438
	%	34.5%	55.3%	7.8%	2.5%	100.0%

2. 医療紛争を解決を実施する仕組みとしてはどのようなものが適切だと思いますか。

		(1)現行の裁判制度がよい	(2)医療専門の裁判制度を設けるのがよい	(3)裁判外紛争解決を設け、通常の裁判とどちらかを選択できるのがよい	(4)その他	総計
事故あり	件数	2	29	52	2	85
	%	2.4%	34.1%	61.2%	2.4%	100.0%
事故なし	件数	6	155	176	5	342
	%	1.8%	45.3%	51.5%	1.5%	100.0%
総数	件数	8	184	228	7	427
	%	1.9%	43.1%	53.4%	1.6%	100.0%

3. 医療事故の防止、医療安全管理について、全日本病院協会に希望することなどありましたら、お願いいたします。

制度	ADR・紛争解決	教育研修	診療報酬	メディア	全日病の役割	指針	その他
15	25	39	7	6	25	5	6

総数:110件

内容に応じて分類したもの。複数の内容にまたがるものは、それぞれにカウントした。